

生活保護者「頻回受診」防止へ

マイナカード活用方針

厚生労働省は二十二日、生活保護受給者が自己負担なしで医療を受けられる「医療扶助」を巡り、自治体の福祉事務所が受給者のマイナンバーカードを活用して受診状況を把握する方針を明らかにした。一部の

人が頻繁に受診する「頻回受診」を防ぐのが目的で、同日の検討会で示した。

現在、生活保護受給者は福祉事務所から発行を受けた紙の「医療券」を医療機関に提出しているが、政府はマイナンバーカードを使ってオンラインで本人確認などをする仕組みを二〇二三年度中に導入する。

頻回受診への対策は今も行っているが、受診実績を確認するのに時間を要し、指導まで数カ月かかっている。新たな仕組みを用いれば、受診実績が日々確認できるようになり、必要に応じて指導などを行うことが可能になるとしている。

検討会では「状況の変化に気づきやすくなる」として新たな仕組みに期待する声が出た。